

保育所における投薬について

- 1、保育所における児童への投薬は、法律の定める「医療行為」にあたる為、
保育士は、投薬を行う事ができません。
従って原則として保育所では、薬をお預かりする事ができないこととなっています。
- 2、医師の診察を受ける時は、お子さんが現在保育所に通っていて、原則薬を飲む事
ができない事をお伝えの上、保育時間中に服用しなくてすむ、処方を依頼して下さい。
- 3、慢性疾患（熱性けいれん等）の日常における投薬や、保育時間内でのやむをえない
場合の投薬に関しては、保護者との連携が必要ですので、保育所へ連絡をして
下さい。協議をした上で対応させて頂きます。
- 4、薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合は責任を負いかねます。

（ 森保育所 2-2579
新川保育所 2-2543
尾白内保育所 2-2969 ）